

◇ 資 料 ◇

『1804年ナポレオン民法典』（1）

中 村 義 孝* (訳)

目 次

序

1. フランス人の民法典という表題のもとに36の民事単行法を一つにまとめる法律
2. 1804年民法典目次
3. フランス人の民法典

序

以下に訳出した民法典は、フランス革命の初期1804年に制定されたフランスで最初の近代的な統一民法典である。原典は<CODE CIVIL DES FRANÇAIS; édition originale et seule officielle,> (DE L'IMPRIMERIE DE LA REPUBLIQUE, AN XII.-1804) (次頁の写真参照)であるが、本稿で用いたのは、Lbrairie Edouard Duchemin・Paris から1974年に復刻された版である。この法典の邦訳はいまだない。明治9年発行の箕作麟祥訳、印書局印行の『仏蘭西法律書』（上下）の中に、ここで訳出した法典がある、と言う人もいるが、箕作訳の『仏蘭西法律書』の中の民法は1804年制定のオリジナルの邦訳ではない。その数年後の改正や廃止などを踏まえたものの訳である。

1804年のフランス人の民法典は、全編3部から成り、各部はさらに章、節に分けられていて全部で2,281条である。

1804年といえば、日本は鎖国中の江戸時代であった。なぜ今日そんな古いフランスの法律を訳す必要があるのか。自由主義経済秩序のもとを定めたのが1804年の民法典である。自由主義経済は、どのような秩序の上に成り立ったのか。そのおおもとを原史料で明らかにすることは重要である。

* なかむら・よしたか 立命館大学名誉教授

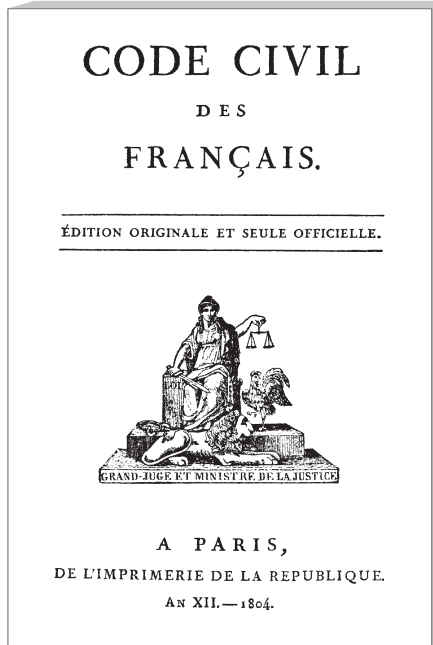
フランスで最初に制定された1791年憲法は、第I編の最後に「王国全土に共通の一つの民法典 (Code de lois civiles) が制定されなければならない」と規定していた。けれども立法議会 (Législative) も国民公会 (Convention) も総裁政府 (Directoire) もその仕事をなし得なかった。

頭領政府 (Consulat) になって、Napoléon Bonaparteは早急に民法典を制定することを望み、4人からなる委員会を作って民法典編纂の準備を命じた。4人の委員は、トゥロンシェ (François Denis Tronchet, 破棄裁判所長官)、ピゴ・ドゥ・プレアムヌー (Félix Julien Jean Bigot de Préameneu, 裁判官)、ポルタリス (Jean-Étien-

ne-Marie Portalis, 法律家、政治家)、マルビル (Jacques de Maleville, 裁判官) である。この中でトゥロンシェだけが慣習法の味方であった。ほかの3人は成文法地方で教育を受けたが、ポルタリスは穏健であって、古い不文の慣習法とローマの成文法をうまく妥協させる方法を追求することに努めた。この委員会は、革命を成功させ、社会が古い法から新しい法へ衝撃なしに移行できるようにローマ法と慣習法の総合を遂行しなければならなかった (cf. J. Godechot; *Les Institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, p. 692)。

委員会が作成した草案は、その後、検討のために破棄裁判所 (Tribunal de cassation) と控訴院 (tribunaux d'appel) へ送られ、さらにコンセイユ・デタの立法部 (commission de législation du Conseil d'État) の審議、引き続き護民院 (Tribunat) の審議、立法議会 (Corps législatif) の採決に委ねられた。

この編纂委員会は最初から一つのまとまった民法典を編纂したのではなく、1803年3月から1804年3月にかけて36の法律として制定した。その36の法律を、1804年3月21日の法律により、一つの民法典としてまとめたのが1804年の「フランス人の



民法典」である。

この民法典は古い慣習法とローマ法と革命期の法 (droit intermédiaire : 中間法) の一つの妥協である, といわれている (cf. J. Godechot ; op. cit.)。

ナポレオン1世が皇帝となった第一帝政期には「ナポレオン法典」(Code Napoléon)と名称が改められた(1807年)が, ナポレオン1世の失脚により旧に復して「フランス人の民法典」と呼ばれるようになった(1816年)。その後, ナポレオン3世が皇帝の地位に就いた第二帝政期にも「ナポレオン法典」の名称が復活した(1852年)ことがあったが, 第三共和政以降は, 現在も, 単に民法典(Code civil)という名称である。1804年の民法典は, その後多くの改正を経て条文数もずいぶん増えているが, フランスでは現行法である。

ナポレオン法典(Codes napoléoniens)とフランス語で複数でいわれるものは, 民法典のほか民事訴訟法典(Code de procédure civile, 1806年), 商法典(Code de commerce, 1807年), 刑事訴訟法典(または治罪法典, Code d'instruction criminelle, 1808年), 刑法典(Code pénal, 1810年)を含む5法典のことである。

名称は「民法典」(実体法)であるが, 多くの箇所に手続法(民事訴訟法)の規定がみられる。それは民事訴訟法典が制定されたのは民法典より後の1806年で, 施行が1810年1月1日だからでもある。

フランス革命は基本的にブルジョワ革命(Révolution bourgeoise)である。ブルジョワ(bourgeois)は, フランスの封建時代末期にブル(bourg, 市が立つ町)に住んでいて商取引を行っていた人々のことである。言い換えれば「商人」, 「有産者」である。フランス革命は「商人革命」, 「有産者革命」である。日本ではブルジョワを, 誤って「市民」と訳して, フランス革命は「市民革命」といわれている。これでは物事の本質が曖昧になってしまう。

フランス革命を引き起こした原因には多くのことが指摘されるが, なんといてもフランス革命は, ブルジョワが誰とでも自由な経済活動を行うことができるように封建的な束縛を打ち破るために引き起こした運動である。その運動によって, よくいわれているようにすべての人々の自由と平等が確立された, 訳ではない。ブルジョワが, 封建制度を打ち倒して, それまでの封建的特権身分の者と自分たちが肩を並べ, 財産をもたない労働者や農民の上に立つ社会を作ったにすぎない。そのことは, 当時制定された憲法の規定をみれば明らかである。フランス革命で目指されたのは, 財産を持っている人々の平等と自由ですぎなかった。

1804年のフランス人の民法典は, ブルジョワが推進したフランス革命の初期に制定されたものであり, ブルジョワの自由な経済活動の基礎を構築しようとした法

典、自由主義経済社会の基本を最初に定めた法典である。ブルジョワが有産階級の利益のために作成したものである。

ブルジョワが自由な経済活動を行い得るためには私的所有権の絶対（フランス人の民法典第554条）、契約の自由（第1134条）、過失責任（第1382条）という原則が必要である。こういった基本的な原則を確立したのが1804年の民法典であった。この法秩序の上に自由主義経済社会が発展してきた。しかし今や自由主義経済社会の秩序がおかしくなっている。

日本民法の制定に際して、フランスの民法を模倣しようとした経緯がある。ポアソナード（Gustave Emile Boissonade）を招聘して刑法（旧刑法）、刑事訴訟法（治罪法）の草案を作らせて審議の上、刑事二法は施行することができた。しかし民法はそうはいかなかった。ポアソナードに民法草案も起草させて明治23年に公布したが、その後、民法典論争が起り刑法や刑事訴訟法のように施行されることはなかったからである。

訳の中にある〔*……〕は、主として山口俊夫編『フランス法辞典』（東京大学出版会）を参照して、訳者がつけた註である。

1. フランス人の民法典という表題のもとに 36の民事単行法を一つにまとめる法律

(Loi sur la réunion des lois civiles en un seul corps,
sous le titre de Code civil des Français)

共和暦12年ヴァントーズ（ventôse）30日〔*1804年3月21日〕に布告、同年ジェルミナル（germinal）10日〔*1804年3月31日〕に公布

第1条 以下の法律は、フランス人の民法典という表題のもとに一つにまとめられる。

1. 法律一般の公布、効果および適用についての共和暦11年ヴァントーズ14日〔*1803年3月5日〕の法律〔*⇒前置編：民法典の前置編になることを意味する。以下同じ。〕
2. 私権の享有および喪失についての共和暦11年ヴァントーズ17日〔*1803年3月8日〕の法律〔*⇒第1部第1編〕
3. 身分証明書についての共和暦11年ヴァントーズ20日〔*1803年3月11日〕

- 日]の法律〔*⇒第1部第2編〕
4. 住所についての共和暦11年ヴァントーズ23日〔*1803年3月14日〕の法律〔*⇒第1部第3編〕
 5. 生死不明者についての共和暦11年ヴァントーズ24日〔*1803年3月15日〕の法律〔*⇒第1部第4編〕
 6. 婚姻についての共和暦11年ヴァントーズ26日〔*1803年3月17日〕の法律〔*⇒第1部第5編〕
 7. 離婚についての共和暦11年ヴァントーズ30日〔*1803年3月21日〕の法律〔*⇒第1部第6編〕
 8. 父子関係および親子関係についての共和暦11年ジェルミナル2日〔*1803年3月23日〕の法律〔*⇒第1部第7編〕
 9. 養子縁組および非公式の後見についての共和暦11年ジェルミナル2日〔*1803年3月23日〕の法律〔*⇒第1部第8編〕
 10. 親権についての共和暦11年ジェルミナル3日〔*1803年3月24日〕の法律〔*⇒第1部第9編〕
 11. 未成年、後見および後見解放についての共和暦11年ジェルミナル5日〔*1803年3月26日〕の法律〔*⇒第1部第10編〕
 12. 未成年、禁治産および保佐人についての共和暦11年ジェルミナル8日〔*1803年3月29日〕の法律〔*⇒第1部第11編〕
 13. 財産の区別についての共和暦12年プリュヴィオーズ (pluviôse) 4日〔*1804年1月25日〕の法律〔*⇒第2部第1編〕
 14. 所有権についての共和暦12年プリュヴィオーズ6日〔*1804年1月27日〕の法律〔*⇒第2部第2編〕
 15. 用益権、使用権および居住権についての共和暦12年プリュヴィオーズ9日〔*1804年1月30日〕の法律〔*⇒第2部第3編〕
 16. 地役権および土地使用権についての共和暦12年プリュヴィオーズ10日〔*1804年1月31日〕の法律〔*⇒第2部第4編〕
 17. 相続についての共和暦11年ジェルミナル29日〔*1803年4月19日〕の法律〔*⇒第3部第1編〕
 18. 生前贈与および遺言についての共和暦11年フロレアル (floréal) 13日〔*1803年5月3日〕の法律〔*⇒第3部第2編〕
 19. 契約または約定債務一般についての共和暦12年プリュヴィオーズ17日〔*1804年2月7日〕の法律〔*⇒第3部第3編〕

20. 約定なしに生じる債務についての共和暦12年プリュヴィオーズ19日〔*1804年2月9日〕の法律〔*⇒第3部第4編〕
21. 夫婦財産契約および配偶者それぞれの権利についての共和暦12年プリュヴィオーズ20日〔*1804年2月10日〕の法律〔*⇒第3部第5編〕
22. 売買についての共和暦12年ヴァントーズ15日〔*1804年3月6日〕の法律〔*⇒第3部第6編〕
23. 交換についての共和暦12年ヴァントーズ16日〔*1804年3月7日〕の法律〔*⇒第3部第7編〕
24. 賃貸借契約についての共和暦12年ヴァントーズ16日〔*1804年3月7日〕の法律〔*⇒第3部第8編〕
25. 会社契約についての共和暦12年ヴァントーズ17日〔*1804年3月8日〕の法律〔*⇒第3部第9編〕
26. 貸借についての共和暦12年ヴァントーズ18日〔*1804年3月8日〕の法律〔*⇒第3部第10編〕
27. 寄託および係争物寄託についての共和暦12年ヴァントーズ23日〔*1804年3月13日〕の法律〔*⇒第3部第11編〕
28. 射倖契約についての共和暦12年ヴァントーズ19日〔*1804年3月9日〕の法律〔*⇒第3部第12編〕
29. 委任についての共和暦12年ヴァントーズ19日〔*1804年3月9日〕の法律〔*⇒第3部第13編〕
30. 保証契約についての共和暦12年プリュヴィオーズ24日〔*1804年2月14日〕の法律〔*⇒第3部第14編〕
31. 和解についての共和暦12年ヴァントーズ29日〔*1804年3月19日〕の法律〔*⇒第3部第15編〕
32. 民事拘留についての共和暦12年プリュヴィオーズ23日〔*1804年2月13日〕の法律〔*⇒第3部第16編〕
33. 質についての共和暦12年ヴァントーズ25日〔*1804年3月15日〕の法律〔*⇒第3部第17編〕
34. 先取特権および抵当権についての共和暦12年ヴァントーズ28日〔*1804年3月18日〕の法律〔*⇒第3部第18編〕
35. 強制徴収および債権者間の順位についての共和暦12年ヴァントーズ28日〔*1804年3月18日〕の法律〔*⇒第3部第19編〕
36. 時効についての共和暦12年ヴァントーズ24日〔*1804年3月14日〕の法

律〔*⇒第3部第20編〕

第2条 それの規定されていた場合に子が父母、祖父母に対して敬意を払うべき行為に関する今月21日〔*共和暦12年ヴァントーズ21日、1804年3月11日〕の法律を構成している6カ条は、第151条の後にある、婚姻という編に挿入されるものとする。

第3条 次の条に含まれる規定は、第529条の後にある、財産の区別という編に挿入されるものとする。

「不動産売却の価格について長期にわたって設定される地代、または不動産の有償もしくは無償の譲渡の条件として設定される地代は、基本的に買い戻しできる。債権者は、買い戻しの条項および条件を決定することができる。

債権者は、一定の期間経過後でなければ債権者への払い戻しができないことを定めることができる。その期間は30年を超えることはできない。それに反する取り決めは、すべて無効である。」

第4条 民法典は、一つの前置編と3部に分割される。

法律一般の公布、効果および適用についての共和暦11年ヴァントーズ14日〔*1803年3月5日〕の法律は前置編である。

第1部は、人という表題のもとに11編の法律で構成される。

第2部は、財産および所有権の種々の変更についてという表題のもとに4編の法律で構成される。

第3部は、所有権取得の種々の方法という表題のもとに20編の法律で構成される。

それぞれの部は、そこに含まれるべき法律で構成される編に分割される。

第5条 民法典のすべての条については一つの連続番号しかない。

第6条 第1条の規定は、そこで示されたそれぞれの法律が個々の公布により定められた日からでなければ施行されないということを妨げない。

第7条 それらの法律が施行される日以降、ローマ法、王令、一般慣習法、地方慣習法、規約、命令は、本法典を構成している当該法律の対象である事項については一般的法律としてのまたは特別法律としての効力を失う。

第一統領である Bonaparte が署名。国務大臣である Hugues B. Maret が副書、国璽を押印。

司法大臣である Regnier が確認。

司法大臣である Regnier が証明。

2. 1804年民法典目次

前置編 法律の公布、効果および適用一般（1～6条）

第1部 人

第1編 私権の享有および喪失

第1章 私権の享有（7～16条）

第2章 私権の喪失（17～33条）

第1節 フランス人の資格喪失による私権の喪失

第2節 有罪判決による私権の喪失

第2編 身分証明書

第1章 総則（34～54条）

第2章 出生証明書（55～62条）

第3章 婚姻証明書（63～76条）

第4章 死亡証明書（77～87条）

第5章 共和国領土外の軍人に関する身分証明書（88～98条）

第6章 身分証明書の訂正（99～101条）

第3編 住所（102～111条）

第4編 生死不明者

第1章 生死不明の推定（112～114条）

第2章 生死不明の宣告（115～119条）

第3章 生死不明の効果（120～140条）

第1節 失踪のときに生死不明者が所有していた財産に関する生死不明の効果

第2節 生死不明者に権限があり得る権利に関する生死不明の効果

第3節 婚姻に関する生死不明の効果

第4章 失踪した父の未成年の子の監護（141～143条）

第5編 婚姻

第1章 婚姻を取り結ぶために必要な資格および要件（144～164条）

第2章 婚姻の挙式に関する手続き（165～171条）

第3章 婚姻に対する異議申し立て（172～179条）

第4章 婚姻の無効請求（180～202条）

- 第5章 婚姻から生じる義務(203~211条)
- 第6章 配偶者それぞれの権利および義務(212~226条)
- 第7章 婚姻の解消(227条)
- 第8章 再婚(228条)
- 第6編 離婚
 - 第1章 離婚理由(229~233条)
 - 第2章 特定の理由による離婚(234~274条)
 - 第1節 特定の理由による離婚の手続き
 - 第2節 特定の理由による離婚請求の原因となる仮の措置
 - 第3節 特定の理由による離婚訴訟に対する訴訟不受理事由
 - 第3章 双方の合意による離婚(275~294条)
 - 第4章 離婚の効果(295~305条)
 - 第5章 別居(306~311条)
- 第7編 父子関係および親子関係
 - 第1章 嫡出子または婚姻から生まれた子の親子関係(312~318条)
 - 第2章 嫡出子の親子関係の証明(319~330条)
 - 第3章 非嫡出子(331~342条)
 - 第1節 非嫡出子の準正
 - 第2節 非嫡出子の認知
- 第8編 養子および非公式の後見
 - 第1章 養子(343~360条)
 - 第1節 養子およびその効果
 - 第2節 養子縁組みの手続き
 - 第2章 非公式の後見(361~370条)
- 第9編 親権(371~387条)
- 第10編 未成年、後見および後見解放
 - 第1章 未成年(388条)
 - 第2章 後見(389~475条)
 - 第1節 父および母の後見
 - 第2節 父または母により付託された後見
 - 第3節 直系尊属の後見
 - 第4節 親族会議により付託された後見
 - 第5節 後見監督人

第6節 後見を免除する原因

第7節 後見無能力，後見の職からの排除および解任

第8節 後見人の財産管理

第9節 後見の計算

第3章 後見解放（476～487条）

第11編 成年，禁治産および裁判上の保佐

第1章 成年（488条）

第2章 禁治産（489～512条）

第3章 裁判上の保佐（513～515条）

第2部 財産および所有権の種々の変更

第1編 財産の区別（516条）

第1章 不動産（517～526条）

第2章 動産（527～536条）

第3章 所有者との関係における財産（537～543条）

第2編 所有権（544～546条）

第1章 物が生み出すものの従物取得権（547～550条）

第2章 物に結合する物の従物取得権（551～577条）

第1節 不動産に関する従物取得権

第2節 動産に関する従物取得権

第3編 用益権，使用権および居住権

第1章 用益権（578～624条）

第1節 用益権者の権利

第2節 用益権者の義務

第3節 用益権の終了方法

第2章 使用権および居住権（625～636条）

第4編 地役権または土地使用権（637～639条）

第1章 土地の自然的な状況から生じる地役権（640～648条）

第2章 法律により設けられる地役権（649～685条）

第1節 境界の壁および溝

第2節 一定の建物について要求される中間の距離および工事

第3節 隣人の所有物の眺望

第4節 屋根の勾配

第5節 通行権

第3章 人の行為により設けられる地役権(686~710条)

第1節 財産について設けることができる各種の地役権

第2節 地役権の設定方法

第3節 地役権が設定された土地所有者の権利

第4節 地役権の消滅方法

第3部 所有権取得の種々の方法

総則(711~717条)

第1編 相続

第1章 相続の開始および相続人の占有権(718~724条)

第2章 遺産相続について必要な資格(725~730条)

第3章 相続のさまざまな順序(731~755条)

第1節 総則

第2節 代襲相続

第3節 卑属に与えられる相続

第4節 尊属に与えられる相続

第5節 傍系血族の相続

第4章 変則な相続(756~773条)

第1節 父または母の財産に関する非嫡出子の権利および子孫なしに死亡した非嫡出子の相続

第2節 生存配偶者の権利および共和国の権利

第5章 相続の承認および相続の放棄(774~814条)

第1節 承認

第2節 相続放棄

第3節 限定承認, その効果および限定承認相続人の義務

第4節 相続権主張者不在の相続財産

第6章 分割および相続財産への持ち戻し(815~892条)

第1節 分割訴訟およびその手続き

第2節 相続財産への持ち戻し

第3節 負債の支払い

第4節 分割の効果および相続分の保障

第5節 分割に関する取り消し

第2編 生前贈与および遺言

第1章 総則（893～900条）

第2章 生前贈与または遺言による処分もしくは受領の資格（901～912条）

第3章 処分できる財産の部分および縮小（913～930条）

第1節 処分できる財産の部分

第2節 贈与および遺贈の縮小

第4章 生前贈与（931～966条）

第1節 生前贈与の手続き

第2節 生前贈与の取消不可能の原則に対する例外

第5章 遺贈に関する規定（967～1047条）

第1節 遺贈の手続きに関する一般原則

第2節 一定の遺贈手続きに関する特別原則

第3節 相続人の制度および遺贈一般

第4節 包括遺贈

第5節 包括名義遺贈

第6節 特定遺贈

第7節 遺言執行者

第8節 遺言書の取り消しおよびその失効状態

第6章 贈与者もしくは遺贈者の孫または兄弟姉妹のために認められる処分（1048～1074条）

第7章 父母その他の尊属による卑属に対する配分（1075～1080条）

第8章 配偶者および婚姻から生まれる子に対する婚姻契約による贈与（1081～1090条）

第9章 婚姻契約によるまたは婚姻期間中の配偶者間の贈与（1091～1100条）

第3編 契約または約定債務一般

第1章 前置規定（1101～1107条）

第2章 契約の有効性についての基本的条件（1108～1133条）

第1節 同意

第2節 契約当事者の能力

第3節 契約の目的および内容

第4節 原因

第3章 債務の効果（1134～1167条）

第1節 総則

- 第2節 与える債務
- 第3節 作為債務または不作為債務
- 第4節 債務不履行による損害賠償
- 第5節 契約の解釈
- 第6節 第三者に対する契約の効果
- 第4章 債務の種類(1168~1233条)
 - 第1節 条件付き債務
 - 第1款 条件一般および条件の種類
 - 第2款 停止条件
 - 第3款 解除条件
 - 第2節 期限付き債務
 - 第3節 選択債務
 - 第4節 連帯債務
 - 第1款 債権者間の連帯
 - 第2款 債務者間の連帯
 - 第5節 分割債務および不分割債務
 - 第1款 分割債務の効果
 - 第2款 不分割債務の効果
 - 第6節 違約条項付き債務
- 第5章 債務の消滅(1234~1314条)
 - 第1節 弁済
 - 第1款 弁済一般
 - 第2款 代位弁済
 - 第3款 弁済の充当
 - 第4款 弁済の提供および供託
 - 第5款 財産譲渡
 - 第2節 更改
 - 第3節 債務の減免
 - 第4節 相殺
 - 第5節 混同
 - 第6節 弁済すべき物の喪失
 - 第7節 契約の無効訴権または取り消し訴権
- 第6章 債務の証明および弁済の証明(1315~1369条)

第1節 文書による証拠

- 第1款 真正な証書
- 第2款 私署証書
- 第3款 割札
- 第4款 証書の写し
- 第5款 承認証書および追認証書

第2節 証言による証拠

第3節 推定

- 第1款 法律が定めている推定
- 第2款 法律が定めていない推定

第4節 当事者の自白

第5節 宣誓

- 第1款 決訴的宣誓
- 第2款 職権で求められた宣誓

第4編 約定なしに生じる義務(1370条)

第1章 準契約(1371~1381条)

第2章 故意による不法行為および過失による不法行為(1382~1386条)

第5編 夫婦財産契約および配偶者それぞれの権利

第1章 総則(1387~1398条)

第2章 夫婦財産共有制(1399条)

第1部 法定共有制(1400~1496条)

第1節 積極的共有制および消極的共有制を構成するもの

- 第1款 夫婦財産共同体の積極財産
- 第2款 夫婦財産共同体の負債、共同体に対して生じる訴権

第2節 夫婦財産共同体の管理および夫婦財産共同体に関する夫婦の一方の行為の効果

第3節 夫婦財産共有制の終了、なんらかの追求権

第4節 夫婦財産共有制の承認、それに関する条件をともなつてなすことができる放棄

第5節 承認後の共有財産の分割

- 第1款 夫婦財産共同体の積極財産の分割
- 第2款 夫婦財産共同体の負債および債務分担

第6節 夫婦財産共有制の放棄およびその効果

夫婦の一方または双方に前婚の子がある場合の法定共通制に関する規定

第2部 約定共有制および法定共有制を修正しまたは排除する条項(1497～1539条)

第1節 後得財産に限られた共有財産

第2節 動産の全体または一部を共有財産から排除する条項

第3節 不動産の動産化条項

第4節 債務分割の条項

第5節 債務負担のない妻の持ち寄り財産を夫婦財産共有制の廃止の際に妻が取り戻せることを認める権利

第6節 約定による共有財産の先取権

第7節 夫婦それぞれに割り当てられた共有財産の不平等な取り分を定める条項

第8節 包括共有制

上記8節に共通の規定

第9節 夫婦財産共有制を排除する約定

第1款 夫婦が共有財産なしに婚姻することを定める条項

第2款 別産制の条項

第3章 嫁資制(1540～1581条)

第1節 嫁資贈与

第2節 嫁資に対する夫の権利および嫁資の不動産の不可譲渡性

第3節 嫁資の返還

第4節 嫁資外財産

特別規定

第6編 売買

第1章 売買の性質および形式(1582～1593条)

第2章 売買できる者(1594～1597条)

第3章 売ることができる物(1598～1601条)

第4章 売り主の義務(1602～1649条)

第1節 総則

第2節 引き渡し

第3節 担保責任

第1款 追奪の場合の担保責任

第2款 売り渡し物の瑕疵についての担保責任

- 第5章 買い主の義務（1650～1657条）
- 第6章 売買の無効および解除（1658～1685条）
 - 第1節 買い戻し権
 - 第2節 損害を理由とする売買の取り消し
- 第7章 共同所有物の競売（1686～1688条）
- 第8章 債権およびその他の無体財産権の移転（1689～1701条）
- 第7編 交換（1702～1707条）
- 第8編 賃貸借契約
 - 第1章 総則（1708～1712条）
 - 第2章 物の賃貸借（1713～1778条）
 - 第1節 家屋および農業財産の賃貸借に共通の規定
 - 第2節 動産の賃貸借に特別の規定
 - 第3節 農地賃貸借に特別の規定
 - 第3章 仕事および勤労の賃貸借（1779～1799条）
 - 第1節 家事使用人および職人の賃貸借
 - 第2節 陸上および水上の輸送人
 - 第3節 見積書および請負契約
 - 第4章 家畜の賃貸借（1800～1831条）
 - 第1節 総則
 - 第2節 単純家畜賃貸借
 - 第3節 折半家畜賃貸借
 - 第4節 所有者が小作人または分益小作人に貸与した家畜賃貸借
 - 第1款 小作人に貸与した家畜賃貸借
 - 第2款 分益小作人に貸与した家畜賃貸借
 - 第5節 不適切に家畜賃貸借と呼ばれる契約
- 第9編 会社契約
 - 第1章 総則（1832～1834条）
 - 第2章 会社の種類（1835～1842条）
 - 第1節 包括会社
 - 第2節 特殊会社
 - 第3章 社員間の義務および第三者に対する義務（1843～1864条）
 - 第1節 社員間の義務
 - 第2節 第三者に対する社員の義務

第4章 会社を終了させる諸方法(1865~1872条)

商事会社に関する規定(1873条)

第10編 貸借(1874条)

第1章 使用貸借(1875~1891条)

第1節 使用貸借の性質

第2節 借り主の義務

第3節 使用貸借を行う者の義務

第2章 消費貸借(1892~1904条)

第1節 消費貸借の性質

第2節 貸し主の義務

第3節 借り主の義務

第3章 利息付き消費貸借(1905~1914条)

第11編 寄託および係争物寄託

第1章 寄託一般および寄託の種類(1915~1916条)

第2章 厳密な意味での寄託(1917~1954条)

第1節 寄託契約の性質および本質

第2節 任意的寄託

第3節 受託者の義務

第4節 寄託をした者の義務

第5節 必要的寄託

第3章 係争物寄託(1955~1963条)

第1節 係争物寄託の種類

第2節 合意による係争物寄託

第3節 裁判上の係争物寄託または寄託

第12編 射倖契約(1964条)

第1章 賭博および賭け事(1965~1967条)

第2章 終身年金契約(1968~1983条)

第1節 契約の有効性に必要な要件

第2節 契約当事者間での契約の効力

第13編 委任

第1章 委任の性質および手続き(1984~1990条)

第2章 受任者の義務(1991~1997条)

第3章 委任者の義務(1998~2002条)

第4章 委任終了の方法（2003～2010条）

第14編 保証契約

第1章 保証契約の性質および範囲（2011～2020条）

第2章 保証契約の効力（2021～2033条）

第1節 債権者と保証人間の保証契約の効力

第2節 債務者と保証人間の保証契約の効力

第3節 共同保証人間の保証契約の効力

第3章 保証契約の消滅（2034～2039条）

第4章 法定保証人および裁判上の保証人（2040～2043条）

第15編 和解（2044～2058条）

第16編 民事拘留（2059～2070条）

第17編 質（2071～2072条）

第1章 動産質（2073～2084条）

第2章 不動産質（2085～2091条）

第18編 先取特権および抵当権

第1章 総則（2092～2094条）

第2章 先取特権（2095～2113条）

第1節 動産に関する先取特権

第1款 動産に関する一般先取特権

第2款 一定の動産に関する先取特権

第2節 不動産に関する先取特権

第3節 動産および不動産に及ぶ先取特権

第4節 先取特権保存の方法

第3章 抵当権（2114～2145条）

第1節 法定抵当権

第2節 裁判上の抵当権

第3節 約定抵当権

第4節 抵当権間の順位

第4章 先取特権および抵当権の登記方法（2146～2156条）

第5章 登記の抹消および縮減（2157～2165条）

第6章 第三取得者に対する先取特権および抵当権の効力（2166～2179条）

第7章 先取特権および抵当権の消滅（2180条）

第8章 先取特権および抵当権の所有権を濫除する方法（2181～2192条）

第9章 夫および後見人の財産について登記がない場合の抵当権の滌除方法
(2193～2195条)

第10章 登記簿の公示および抵当権保存吏の責任 (2196～2203条)

第19編 強制徴収および債権者間の順位

第1章 強制徴収 (2204～2217条)

第2章 債権者間の順位および価格の分配 (2218条)

第20編 時効

第1章 総則 (2219～2227条)

第2章 占有 (2228～2235条)

第3章 時効を妨げる原因 (2236～2241条)

第4章 時効の進行を中断しまたは停止する原因 (2242～2259条)

第1節 時効の進行を中断する原因

第2節 時効の進行を停止する原因

第5章 時効に必要な期間 (2260～2281条)

第1節 総則

第2節 30年時効

第3節 10年時効および20年時効

第4節 特別な時効

3. フランス人の民法典 (Code Civil des Français)

前置編 法律の公布、効果および適用一般 (De la Publication, des Effets et de l'Application des Lois en général)

第1条 法律は、第一統領 (le Premier Consul) [*Napoléon Bonaparte] による公布によって、フランス領土全体において執行される。

法律は、その公布を知ることができるときに、共和国の各部分において執行される。

第一統領によりなされた公布は、政府が設置される県においては、公布の日から1日後に知られたものとみなされる。そのほかの各県においては、公布がなされた都市と各県の県庁所在地の間に10万メートル (約旧20里) の距離があるごとに1日の割合で増加される期間の経過後に知られたものとみなされる。

第2条 法律は将来に向かってしか効力をもたない。法律は遡及効をもたない。

第3条 領土に居住するすべての者は、警察および安全に関する法律 (lois de police et de sûreté) を遵守しなければならない。

不動産については、外国人が所有するものであっても、フランスの法律が適用される。

人の身分および能力に関する法律 (lois concernant l'état et la capacité des personnes) は、外国に居住するときであっても、フランス人に適用される。

第4条 法律が何も定めていないこと、不明瞭または不十分であることを口実にして裁判を拒否する裁判官は、裁判拒否の責めにより訴追されることがある。

第5条 裁判官には、自分に委ねられた訴訟について一般的な且つ規則を制定するような方法で判決を下すことは禁じられる。

第6条 個人的な取り決めは、公の秩序および善良な風俗にかかわる法律 (lois qui intéressent l'ordre public et les bonnes mœurs) に反することはできない。

第1部 人 (Des Personnes)

第1編 私権の享有および喪失 (De la Jouissance et de la Privation des Droits civils)

第1章 私権の享有 (De la Jouissance des Droits civils)

第7条 私権の行使は市民 (citoyen) の資格とは別であり、市民の資格は憲法的法律 (loi constitutionnelle) に従わなければ取得されずまた維持されない。

第8条 すべてのフランス人は私権を享有する。

第9条 フランスにおいて外国人から生まれたすべての個人は、成年に達した後1年以内に、フランス人の資格を請求することができる。フランスに居住している場合はフランスに住所を定める意図を宣言し、外国に居住している場合はフランスに住所を定めることに従う証明書を作成し、且つその証明書から1年以内にそのことを証明しなければならない。

第10条 外国においてフランス人から生まれた子はすべて、フランス人である。

外国においてフランス人の資格を失ったフランス人から生まれた子は、第9条が定める手続きを満した後、いつでもその資格を回復することができる。

第11条 外国人は、その外国人が所属する国家の条約によりフランス人に認められているまたは将来認められるものと同一の私権をフランスにおいて享有する。

- 第12条 フランス人と婚姻した外国人の女性は、夫の条件に従わなければならない。
- 第13条 フランスに住所を設定することを政府により認められた外国人は、そこに居住し続ける限りあらゆる私権を享有する。
- 第14条 外国人は、フランスに居住していないときでも、フランスでフランス人と契約した義務の履行についてはフランスの裁判所で裁判を受ける。外国人は、外国でフランス人と契約した義務についてもフランスの裁判所で裁判を受ける。
- 第15条 フランス人は、外国人と外国で契約した義務について、フランスの裁判所で裁判を受ける。
- 第16条 商事以外のあらゆる事項について、原告である外国人は、訴訟費用および訴訟から生じる損害の支払いのために担保を提供しなければならない。但し、その支払いを保証するために十分な不動産をフランスにおいて所有している場合は別である。

第2章 私権の喪失 (De la Privation des Droits civils)

第1節 フランス人の資格喪失による私権の喪失 (De la Privation des Droits civils par la perte de la qualité de Français)

- 第17条 フランス人の資格は、次のことによって喪失する。
1. 外国への帰化、
 2. 政府が許可していないのに外国政府により与えられた公職を受諾すること、
 3. 出生の差別を必要とする外国の職業団体に加盟すること、
 4. 帰国の意思なしに外国に住居を定めること。
- 商業のために外国に住居を定めることは、帰国の意思なしに居住するものとはみなされない。
- 第18条 フランス人の資格を喪失したフランス人は、政府の許可を得てフランスに帰国し、フランスに居住することを望む旨宣言し、且つフランスの法律に反する榮譽を放棄することを宣言したときは、常にフランス人の資格を回復することができる。
- 第19条 外国人と婚姻したフランス人女性は、その夫の条件に従うものとする。その女性が未亡人となったときは、フランス人の資格を回復する。但し、そ

の女性が、フランスに居住し、または政府の許可を得てフランスに帰国し且つフランスに居住することを望む意思を表明したときに限る。

第20条 第10条、18条および19条に定められた場合に、フランス人の資格を回復する者は、それらの各条が課している条件を満たした後でなければ、且つそのとき以降自分のために認められている権利の行使のためでなければ、その資格を利用することはできない。

第21条 政府の許可なしに、外国において軍務に就きまたは外国の軍事結社に加盟したフランス人は、フランス人の資格を喪失する。

前項の者は、政府の許可がなければフランスに戻ることはできず、またフランス市民となるために外国人に課せられている条件を満たさなければフランス人の資格を回復できない。但し、祖国に対して武器を取りまたは取らんとしたフランス人に刑法によって言い渡される刑罰は別とする。

第2節 有罪判決による私権の喪失 (De la Privation des Droits civils par suite des condamnations judiciaires)

第22条 有罪判決を受けた者から後に定めるすべての私権の享有を喪失する効果をもった刑の言い渡しは、民事死 (mort civile) [*生存中に法人格または一般的権利能力の喪失をもたらす。1854年に廃止] の効果をもたらす。

第23条 死刑の言い渡し (condamnation à la mort naturele) は、民事死の効果をもたらす。

第24条 その他の終身体刑 (peine afflictive perpétuelle) は、法律がその効果として民事死を定めているときでなければ民事死の効果をもたらさない。

第25条 民事死の言い渡しを受けた者は自己が所有するすべての財産の所有権を失う。相続人のために相続が開始され、遺言をしないで自然に死亡した (était mort naturellement) ときと同一の方法で財産は相続人に帰属する。

民事死の者は、もはやいかなる相続もできず、民事死の後に取得した財産を譲渡することもできない。

民事死の者は、生前贈与によりまたは遺言によりその財産の全部もしくは一部を譲渡することもできず、また扶養のためでなければその資格で財産を受け取ることもできない。

民事死の者は、後見人に任命されることはなく、また後見に関する法律行為 (opération) に参加することもできない。

民事死の者は、厳粛行為 (acte solennel) [*法律が定める形式の遵守が絶

対的要件である行為] または公式証明書による行為 (acte authentique) において証人となることはできず、また裁判所において証言することもできない。

民事死の者は、訴訟がなされる裁判所がその者のために任命した特別保佐人の名においてでなければ且つその仲介によらなければ、被告としてまた原告としても裁判をすることはできない。

民事死の者は、民法上の効果をもたらす婚姻を取り結ぶことはできない。

民事死の者が以前に取り結んでいた婚姻は、民事上のあらゆる法的効果に関して解消される。

民事死の者の配偶者および相続人は、それぞれ自然死によって開始される権利および訴権を行使することができる。

第26条 対審による有罪判決 (condamnation contradictoire) は、その執行の日からでなければ現実にも人型 (effigie) [* 欠席判決により死刑を言い渡された者に似せて作った人の型] によっても民事死の効果をもたらさない。

第27条 欠席による有罪判決は (condamnation par contumace) は、人型による判決の執行後5年を経過しなければ民事死の効果をもたらさないし、有罪判決の言い渡しを受けた者は5年の期間内は裁判所に再出頭することができる。

第28条 欠席により有罪判決を受けた者は、5年間またはその期間内に裁判所に再出頭するか逮捕されるまで、私権の行使を剥奪される。

前項の者の財産は管理され、その権利は生死不明者 (absent) の権利と同様に行使される。

第29条 欠席により有罪判決を受けた者が、判決執行の日から5年以内に任意に裁判所に再出頭したときまたは逮捕されてその期間服役していたときは、判決は当然に消滅する。被告人は財産の所有を回復し、改めて判決を受ける。この新たな判決により同一の刑を言い渡されまたは同様に民事死の効果をもたらす別の刑を言い渡されたときは、2回目の判決執行の日からでなければ民事死とはならない。

第30条 欠席により有罪判決を受けた者が、5年経過後に裁判所に再出頭または服役し、新たな判決により罪を許されまたは民事死の効果をもたらさない刑しか言い渡されなかったときは、将来については裁判所に再出頭した日から私権を完全に回復する。但し、1回目の判決は、過去については5年の期間満了のときから裁判所に再出頭した日までの経過した間に民事死がもたらした効果を維持する。

第31条 欠席により有罪判決を受けた者が、5年の猶予期間 (délai de grâce) 内

に再出頭もせずまた逮捕もされずに死亡したときは、その者は完全な権利をもって死亡したものとみなされる。欠席判決は、当然に消滅する。但し、付帯私訴当事者の訴え（*action de la partie civile*）についてはこの限りでない。その付帯私訴当事者の訴えは、有罪判決を受けた者の相続人に対する民事の手続きによらなければ提起することはできない。

第32条 いかなる場合においても刑の時効は、有罪を言い渡された者の私権を将来について回復しない。

第33条 民事死が科せられて以降に有罪を言い渡された者が取得した財産でその者の自然死のときに占有していた財産は、相続人不在権（*droit de déshérence*）により国庫に帰属する。

それにもかかわらず、政府は、有罪を言い渡された者の未亡人、子または両親のためにその財産について人情味をもった措置を行うことができる。

第2編 身分証明書（Des Actes de l'état civil）

第1章 総則（Dispositions générales）

第34条 身分証明書は、証明書が受け取られた年月日時、証明書に掲げられるべきすべての者の姓名、年齢、職業および住所を表示すべきものとする。

第35条 身分吏（*officier de l'état civil*）は、出頭者が届け出るべきこと以外、注記によってもまたなんらかの表現によっても、受理すべき証明書に一切の挿入を行うことはできない。

第36条 当事者が自ら出席する義務がないときは、当事者は特別委任状（*procuracion spéciale*）をもった代理人（*fonde*）に出席してもらうことができる。

第37条 身分証明書に示された証人となることができる者は、男性に限られ、年齢21歳以上、両親またはその他の者とする。証人は、当事者が選任した者とする。

第38条 身分吏は、出席した当事者または当事者の代理人、および証人に証明書の読み上げを行うべきものとする。

この手続きが行われたことが証明書に記載されなければならない。

第39条 身分吏、出席した者および証人は、この証明書に署名しなければならない。または出席した者および証人が署名することができない理由を記載しなければならない。

第40条 身分証明書は、各市町村（*commune*）において2冊備えられている1冊

または双方の登録簿 (registre) に登録されなければならない。

- 第41条** 登録簿は、第一審裁判所所長 (président du tribunal de première instance) またはその代理の裁判官により、最初と最後の頁に整理番号を付し、各頁に花押を記さなければならない。
- 第42条** この証明書は、空白を置かず連続して登録簿に登録されなければならない。削除 (rature)、送り符号 (renvoi) も本文と同一の方法で承認され署名されなければならない。略語による記載をしてはならないし、年月日時は数字で記載してはならない。[※文字で記載しなければならない。]
- 第43条** 身分吏は、毎年の終わりに、登録簿を締め切って、1カ月以内に2冊のうちの1冊を市町村の記録保管所 (archives) に提出し別の1冊を第一審裁判所書記課に提出しなければならない。
- 第44条** 代理人を委任する証明書および身分証明書に添付すべきその他の書類は、それを提出する者および身分吏が花押を記した後、当該書記課に提出すべき登録簿の副本とともに裁判所書記課に提出されなければならない。
- 第45条** すべての者は、身分証明書の登録簿保管者から登録簿の抄本を交付してもらうことができる。登録簿に従って交付され第一審裁判所所長またはその代理の裁判官により証明された抄本は、公署証明書偽造の申し立てがあるまで証明力をもつ。
- 第46条** 登録簿が存在しないときまたは失われたときは、証明書によりまたは証人によってそのことを証明することができる。その場合は、死亡した父母が記した記録および文書によりまたは証人により婚姻、出生および死亡を証明することができる。
- 第47条** 外国で作成されたフランス人および外国人のあらゆる身分証明書は、当該外国において常用される形式で作成されたときは証明力をもつ。
- 第48条** 外国におけるフランス人のすべての身分証明書は、フランス法に従って共和国の外交官または商事に関する官吏が受理したときは、有効である。
- 第49条** 身分に関する証明書の記載がすでに登録されている別の証明書の余白になされるべきすべての場合は、当事者の申請により、身分吏は現在の登録簿または市町村の記録保管所に保管されている記録簿または第一審裁判所の書記は書記課に保管されている登録簿にその記載をなすべきものとする。そのために、身分吏は第一審裁判所の検察官 (commissaire du Gouvernement) に3日以内にそのことを知らせなければならない。検察官は2冊の登録簿に同一の方法で記載がなされることに留意しなければならない。

- 第50条 前数条に定められた官吏がその規定に違反したときは、すべて第一審裁判所に訴追され、100フランを超えない罰金に処せられる。
- 第51条 登録簿の保管者は、登録簿に生じた改竄について民事責任を負わなければならない。但し、当該改竄を行った者に対して求償をなすことはできる。
- 第52条 身分証明書の変造、偽造、その証明書の綴じてない紙片への記載、証明書を記載すべきでない別の登録簿への記載は、当事者に対する損害賠償の原因となる。さらに、刑法典が定める刑は別とする。
- 第53条 第一審裁判所の検察官は、書記課になされる提出の際に登録簿の状態を確認しなければならない。検察官は、確認の概要調書を作成し、身分吏が犯した違警罪 (contravention) または軽罪 (délit) を告発しなければならない。その身分吏に対して罰金を求刑しなければならない。
- 第54条 第一審裁判所が身分吏に関する行為を裁判する場合はすべて、当事者は判決に対して上訴することができる。

第2章 出生証明書 (Des Actes de naissance)

- 第55条 出生の届け出は、出産後3日以内に、その場所の身分吏にしなければならない。また生まれた子を身分吏に提示しなければならない。
- 第56条 子の出生は、父、父がいないときは内科医または外科医、助産婦または出産に立ち会ったその他の者によって届け出がなされなければならない。母がその住所外で出産したときは、出産した家の者によって届け出がなされなければならない。
- 出生証明書は、2人の証人の面前で直ちに作成される。

- 第57条 出生証明書には出生の日時および場所、子の性その子につけられる名、父母および2人の証人の姓名、職業および住所が明記されなければならない。
- 第58条 新生児 (enfant nouveau-né) を見つけた者は、その子ならびに子と一緒に見つけた衣服その他の物を身分吏に引き渡さなければならない。新生児を見つけた時および場所の状況を届け出なければならない。

そのことについての詳細な調書が作成され、調書にはその他子の見かけ上の年齢、性、その子に付けられる名前、その子が引き渡された身分証明書を取り扱う役所 (autorité civile) が記載されなければならない。この調書は記録簿に登録される。

- 第59条 航海中に子が生まれたときは、父がいるときは父およびその船舶の士官 (officier de bâtiment) から選ばれた2人の証人または士官がいないときは乗

組員から選ばれた2人の証人の前で24時間以内に出生証明書が作成されなければならない。この証明書は、国家に属する船舶 (bâtiment de l'État) においては海軍の行政士官 (officier de l'administration de la marine) によって作成されなければならない。船舶機装者または商人が所有する船舶においては船舶管理責任者、所有者または使用者によって作成されなければならない。この出生証明書は船員名簿 (rôle d'équipage) の最後に登録される。

第60条 寄港 (relâche) のためまたは機装解除 (désarmement) のため以外のすべての理由で船舶が最初に着岸した港において海軍の行政士官、船舶管理責任者、所有者または使用者は、作成した出生証明書の真正な謄本2通をフランスの港においては船員登録の任にあたる役所 (bureau du préposé à l'inscription maritime) に提出しなければならない。外国の港においては商事関係の委員 (commissaire des relations commerciales) に提出しなければならない。

その謄本のうち1通は、船員登録の任にあたる役所または商事関係の委員の書記局に保管される。他の1通は、海軍大臣 (Ministre de la marine) に送付され、海軍大臣は自分でそれを証明して謄本の写しを子の父のまたは父が知れないときは母の住所地の身分吏に届けさせなければならない。この写しは直ちに登録簿に登録されなければならない。

第61条 機装解除港に船舶が到着したときは、船員名簿は船員登録の任にあたる役所に提出されなければならない。その役所は出生証明書の1通の謄本に署名して子の父のまたは父が知れないときは母の住所地の身分吏に送付しなければならない。この謄本は直ちに登録簿に登録される。

第62条 子の認知証明書 (acte de reconnaissance) は、その日に登録簿に登録されなければならない。出生証明書があればその余白にその旨記載されなければならない。

第3章 婚姻証明書 (Des actes de mariage)

第63条 身分吏は、婚姻の儀式の前に1週間の期間において、日曜日に、市町村役場 (maison commune) の門の前に2通の公示をしなければならない。この公示およびそれについて作成されるべき文書には、将来の配偶者の姓名、職業および住所、成年か未成年かの資格、その父母の姓名、職業および住所が明記されなければならない。この文書には、そのほか公示がなされる日、場所および時刻を明記しなければならない。その文書は登録簿に登録され、第41条に定められたとおり番号を付して花押を記され、毎年の終わりに郡裁判所 (tribunal

de l'arrondissement）の書記課に提出される。

第64条 最初の公示から次の公示までの1週間公示文書の謄本を市町村役場の門に貼りだしそのまましておかなければならない。後の公示の日から3日経過しなければ婚姻の儀式を行うことはできない。

第65条 公示期間満了から1年以内に婚姻の儀式が取り行われなかったときは、新たな公示が前2カ条に定められた手続きで行われた後でなければ婚姻の儀式を行うことはできない。

第66条 婚姻に対して異議を申し立てる文書には、その正本と副本に異議を申し立てる者または真正な特別の委任状をもった代理人が署名しなければならない。異議申し立て文書は、委任状の写しとともに、当事者本人にまたは当事者の住所におよび身分吏に通達されなければならない。身分吏はその正本に検印を押さなければならない。

第67条 身分吏は、遅滞なく公示の登録簿に異議申し立てを簡潔に記載しなければならない。身分吏はまた、自分に届けられた異議を取り消しする判決または文書を当該異議申し立て登録の余白に記載しなければならない。

第68条 身分吏は、異議申し立てがある場合、その異議申し立ての撤回が届けられるまでは婚姻の儀式を行うことはできない。それに反したときは、300フランの罰金とあらゆる損害賠償の責めを負う。

第69条 身分吏は、なんらの異議申し立てもないときは、婚姻証明書にその旨記載しなければならない。婚姻の公示が複数の市町村でなされたときは、婚姻の当事者は各市町村の身分吏が交付した異議申し立てがないことを証明する証明書（certificat）を提出しなければならない。

第70条 身分吏は、将来の夫婦それぞれの出生証明書を提出させなければならない。出生証明書を手に入れることができない夫婦は、出生地または住所地の治安判事が交付した公正証書（acte de notoriété）を提出して出生証明書に代えることができる。

第71条 公正証書には親族または親族でない男性もしくは女性7人の証人の供述、将来の夫婦の姓名、職業および住所、知られている場合にはその父母の姓名、職業および住所、将来の夫婦の出生地、可能であれば出生の時、出生証明書を提出することができない理由が記載されていなければならない。証人は治安判事とともに公正証書に署名しなければならない。署名できないときまたは署名することを知らないときは、その旨記載されなければならない。

第72条 公正証書は婚姻の儀式が取り行われる地の第一審裁判所に提出されなければ

ばならない。第一審裁判所は、検察官の意見を聴いた後、証人の供述が十分であるか十分でないかに応じてまた出生証明書を提出することができない理由に応じて、それを承認(homologation)するか承認を拒否するかしなければならない。

第73条 父母または祖父母、その者がいないときはその家族の同意の公式証書(acte authentique)には将来の夫婦の姓名、職業および住所ならびに同意の公式証書に協力した者すべての姓名、職業および住所、その親等が記載されていなければならない。

第74条 婚姻の儀式は、夫婦のうち1人の住所がある市町村で取り行われなければならない。婚姻に関しては、同一市町村に継続して6カ月居住することによりその住所とする。

第75条 身分吏は、公示期間後、両当事者が定めた日に、市町村役場において、親族または親族でない4人の証人の面前で、両当事者の身分および婚姻の手続きに関する前数条に定められた書類および夫婦の権利と義務についての婚姻に関する編の第5章を両当事者に読み聞かせをしなければならない。身分吏は、両当事者から夫および妻とすることに同意しているという届け出を受け取らなければならない。身分吏は、婚姻により両者が結ばれたことを法律の名において言い渡さなければならない、またそのことにつき直ちに証明書を作成しなければならない。

第76条 婚姻証明書には次のことが記載されなければならない。

1. 夫婦の姓名、職業、年齢、出生地および住所、
2. 夫婦が成年か未成年か、
3. 双方の父母の姓名、職業および住所、
4. 父母祖父母の同意および必要な場合には家族の同意、
5. それが作成されていた場合には尊重すべき文書、
6. 異なる住所における公示、
7. それがある場合は、異議申し立て、異議申し立ての撤回、または異議申し立てがなかったこと、
8. 契約当事者が夫婦となるという契約の届け出および身分吏による婚姻の宣告、
9. 証人の姓名、年齢、職業、住所および証人は夫婦の親族または姻族であるかいずれの側の親族もしくは姻族であるか何親等であるかの届け出。

第4章 死亡証明書（Des actes de décès）

第77条 いかなる埋葬も、綴じられてない紙になされた身分吏の無料の許可がなければ行ってはならない。身分吏は、死亡した者のところへ行き死亡を確認した後でなければ、また死亡後24時間経過しなければ許可を与えることはできない。但し、取り締まり規則（règlement de police）に別の定めがある場合はこの限りでない。

第78条 死亡証明書は、2人の証人の届け出にもとづいて、身分吏によって作成されなければならない。この2人の証人は、可能であれば最も近い親族もしくは隣人、または自分の住所外で死亡したときは死亡した家の者および1人の親族もしくは別の者とする。

第79条 死亡証明書には、死亡した者の姓名、年齢、職業および住所を記載しなければならない。死亡した者が婚姻していたか未亡人であるときは、もう一方の配偶者の姓名を記載しなければならない。届出人の姓名、年齢、職業および住所、届出人が親族であるときはその親等を記載しなければならない。

死亡証明書にはさらに、知ることができる範囲で、死亡した者の父母の姓名、職業、住所、死亡した者の出生地を記載しなければならない。

第80条 陸軍病院（hopital militaire）、通常の病院（opital civil）またはその他の公共施設（maison pulique）における死亡の場合は、その施設の上司、支配人、管理者および長は、24時間以内に身分吏にそのことを知らせなければならず、身分吏はそこへ行き、死亡を確認し、身分吏になされた届け出および自分が得た情報にもとづいて、前条に従って死亡証明書を作成しなければならない。

さらに、前項の病院および施設においては、これらの届け出および情報を登録するための登録簿を備えておかなければならない。

身分吏は、死亡した者の最後の住所地の身分吏に死亡証明書を送付しなければならない。その身分吏はそれを登録簿に登録しなければならない。

第81条 変死（mort violente）の兆候（signe）もしくは状況証拠（indice）があるときまたはそのことを疑う事由があるときは、警察官が、内科医または外科医の立ち会いのもとで、死体の状態および死体に関する状況、ならびに死者の姓名、年齢、職業、出生場所および住所について収集した情報を調書に作成した後でなければ、埋葬を行うことはできない。

第82条 警察官は、作成した調書に記した情報をすべて、直ちに死亡場所の身分吏

に伝達しなければならない。その後で死亡証明書が作成される。

身分吏は、死亡証明書の謄本の1通を、死亡した者の住所地がわかっているときは、その身分吏に送り届けなければならない。この謄本は登録簿に登録される。

第83条 重罪裁判所の書記は、死刑判決の執行から24時間以内に、犯人が処刑された場所の身分吏に、第79条で定められたすべての情報を送らなければならない。その後死亡証明書が作成される。

第84条 監獄 (prison)、懲役場 (maison de réclusion)、禁錮監 (maison de détention) で死亡したときは、管理人または看守は、直ちに身分吏にそのことを知らせなければならない。身分吏は、第80条が定めるようにそのことを伝達しなければならない。

第85条 変死もしくは監獄および懲役場での死亡、または死刑の執行の場合はすべて、登録簿にそれらの事情を一切記載してはならず、死亡証明書は第79条で定められた形式で単純に作成されなければならない。

第86条 航海中に死亡した場合は、死亡証明書は、船舶の士官から選ばれた2人の証人または士官がいなくは乗組員から選ばれた2人の証人の面前で、24時間以内に作成されなければならない。この証明書は、国家に属する船舶においては海軍の行政士官によって作成されなければならない。商人または船舶機装者に属する船舶においては死亡証明は船舶管理責任者、所有者または使用者によって作成されなければならない。死亡証明書は、直ちに船員名簿に登録されなければならない。

第87条 寄港のためまたは機装解除以外のすべての理由で船舶が最初に着岸した港において、死亡証明書を作成した海軍の行政士官、船舶管理責任者、所有者または使用者は、第60条に従って死亡証明書の2通の謄本を提出しなければならない。

機装解除港に船舶が到着したときは、船員名簿は船員登録の任にあたる役所に提出されなければならない。その役所は死亡証明書の1通の謄本に署名して死亡者の住所地の身分吏に送付しなければならない。この謄本は直ちに登録簿に登録される。

第5章 共和国領土外の軍人に関する身分証明書（Des Actes de l'état civil concernant les Militaires hors du territoire de la République）

- 第88条 共和国領土外で作成された軍人または軍隊に雇用されているその他の者の身分証明書は、前数条の規定に定められた形式で作成されなければならない。但し、次条以下に含まれる例外はこの限りでない。
- 第89条 単一もしくは複数の大隊または中隊の各本隊の主計将校およびその他の本隊の指令隊長は、身分吏の職務を行うものとする。兵隊をもっていない士官および軍隊に雇用されている者については、この職務は軍隊または本隊付きの閲兵式の視察官によって行われる。
- 第90条 各本隊においては、その本隊の個人に関する身分証明書のために1冊の登録簿を備えなければならない。兵隊をもっていない士官および軍隊に雇用されている者に関する身分証明書のために軍隊または本隊の参謀本部に別の1冊を備えなければならない。これらの登録簿は、本隊および参謀本部の他の登録簿と同一の方法で保管され、本隊または軍隊が共和国領土に帰国したときに戦時記録保存所に提出されなければならない。
- 第91条 前条の登録簿は、各本隊においては本隊を指揮した士官が整理番号を付して花押を記し、参謀本部においては参謀本部長が整理番号を付して花押を記さなければならない。
- 第92条 軍隊における出生の届け出は出産後10日以内になされなければならない。
- 第93条 身分証明書の登録の任にあたる士官は、出生証明書をその登録簿に登録した後10日以内に、子の父または父が知れないときは母の最後の住所地の身分吏にその抄本を届けなければならない。
- 第94条 軍人および軍隊に雇用されている者の婚姻の公表は、それらの者の最後の住所地においてなされなければならない。さらにその公表は、婚姻の儀式の25日以前に、本隊にいる個人については本隊の日々の命令書に、兵隊をもっていない士官および軍隊に雇用されている者については軍隊または軍団の命令書に記載されなければならない。
- 第95条 登録の任にあたる士官は、婚姻の儀式の証明書を登録簿に記載した後直ちにその謄本を夫婦の最後の住所地の身分吏に送付しなければならない。
- 第96条 死亡証明書は、各本隊において主計将校が作成しなければならない。兵隊をもっていない士官および軍隊に雇用されている者については、本隊付きの閲

兵式の視察官が3人の証人の証言にもとづいて作成しなければならない。その登録簿の抄本は、10日以内に死亡した者の最後の住所地の身分吏に送付されなければならない。

第97条 陸軍巡回病院または定置病院で死亡した場合は、その病院の責任者が死亡証明書を作成し、死亡した者が所属していた本隊の主計将校または本隊付きの閲兵式の視察官にその証明書を送付しなければならない。これらの士官はその謄本を死亡した者の最後の住所地の身分吏に届けなければならない。

第98条 軍隊から送られた身分証明書の謄本を受け取った当事者の住所地の身分吏は、直ちにそれを登録簿に登録しなければならない。

第6章 身分証明書の訂正 (De la rectification des Actes de l'état civil)

第99条 身分証明書の訂正が請求されたときは、管轄権のある裁判所は、検察官の申し立てにもとづいて訂正について裁定しなければならない。その裁定については控訴することができる。必要があるときは、当事者が呼び出される。

第100条 いかなる場合にも、訂正の判決は、訂正を請求しなかった当事者または呼び出されなかった当事者に対して異議を申し立てられることはない。

第101条 身分吏は、訂正の判決を受け取った後直ちにそれを登録簿に登録しなければならない。訂正された証明書の余白にその旨を記載しなければならない。

第3編 住所 (Du Domicile)

第102条 私権の享有に関しては、フランス人の住所は、その人の主たる住居がある場所である。

第103条 他の場所に主たる住居を定める意図をもった住所の変更は、そこでの現実の居住という事実によって行われる。

第104条 住所変更の証は、去る場所の市町村と住所を移す場所の市町村への明白な届け出により生じる。

第105条 明白な届け出がないときは、住所変更の証は状況による。

第106条 一時的なまたは罷免可能な公職に就いた市民は、反対の意思表示をしなかったときは、以前の住所を維持する。

第107条 終身の公職に就いた者は、その職務を執行すべき場所に直ちにその住所を移さなければならない。

第108条 婚姻している女性の住所は、夫の住所とする。親権解放されていない未

成年者 (mineur non émancipé) の住所は、その父母または後見人の住所とする。禁治産の成年 (majeur interdit) の住所は保佐人の住所とする。

第109条 常時他人の家で奉公しまたは働いている成年の住所は、その他人と同じ家に居住しているときは、その他人と同じ住所とする。

第110条 相続開始の場所は住所によって決定されなければならない。

第111条 一つの証書について、当事者の双方または一方が、その証書の執行について現実の住所以外の住所を選択したときは、その証書に関する通達、請求および提訴は選択した住所およびその住所地の裁判官のもとになすことができる。

第4編 生死不明者 (Des Absents)

第1章 生死不明の推定 (De la Présomption d'Absence)

第112条 正当な代理人をおかないで生死不明の推定を受けた者が残した財産の全部または一部の管理を引き受ける必要があるときは、第一審裁判所は、利害関係者の請求にもとづいて、そのことについて裁定を下さなければならない。

第113条 第一審裁判所は、最も迅速な利害関係人の請求により、生死不明者に関する財産目録、会計報告、分配および精算について生死不明の推定を受けた者を代理するために1人の公証人 (notaire) を任命しなければならない。

第114条 検察官は、生死不明の推定を受けた者の利益に特に注意を払わなければならない。検察官は、その利益に関するあらゆる訴えについて意見を聴かれなければならない。

第2章 生死不明の宣告 (De la Déclaration d'Absence)

第115条 ある人がその住所地または居住地に現れなくなり、且つ4年間一切の消息が得られなかったときは、利害関係者は生死不明の宣告のために第一審裁判所に訴えを提起することができる。

第116条 裁判所は、提出された証拠品および書類によって生死不明を確認するために、住所地の郡 (arrondissement) において検察官との対質による証人尋問がなされるよう命じなければならない。また裁判所は、住所地と居住地が異なる場合は居住地の郡においても検察官との対質による証人尋問がなされるよう命じなければならない。

第117条 裁判所は、請求にもとづいて裁判するときは、さらに生死不明の根拠および生死不明の推定を受けた者の消息が得られなくなった理由を考慮しなけれ

ばならない。

第118条 検察官は、準備判決 (jugement préparatoire) も確定判決 (jugement définitif) もそれが下されたら直ちにその判決を司法大臣に送付しなければならない。司法大臣はそれを公表しなければならない。

第119条 生死不明を宣告する判決 (jugement de déclaration d'absence) は、生死不明の証人尋問を命じた判決の後1年経過しなければ下されない。

第3章 生死不明の効果 (Des Effets de l'Absence)

第1節 失踪のときに生死不明者が所有していた財産に関する生死不明の効果 (Des effets de l'Absence, relativement aux Biens que l'absant possédait au jour de sa disparition)

第120条 生死不明者が財産の管理について委任状 (procuration) を残していなかったときは、失踪または最後に消息があった日の推定相続人は、生死不明を宣告した確定判決によって、失踪または最後に消息があった日に生死不明者に属していた財産について仮の占有 (possession provisoire) を付与してもらうことができる。但し、財産管理の担保のために保証 (caution) を提供しなければならない。

第121条 生死不明者が委任状を残していたときは、失踪または最後に消息があったときから満10年経過しなければ、推定相続人は生死不明の宣告および仮の占有を付与してもらうことを提訴できない。

第122条 委任状の期限が終わったときも前条と同様とする。この場合、本編第1章に定められたように生死不明者の財産管理にとって必要なことがなされなければならない。

第123条 推定相続人が仮の占有を付与された場合、遺言 (testament) があるときは遺言は利害関係者または第一審裁判所の検察官の請求によって開封され、遺贈の受遺者 (légataire)、受贈者 (donataire) および生死不明者の財産についてその死亡の条件に従った権利をもつすべての者は、仮にその権利を行使することができる。但し、保証を提供しなければならない。

第124条 財産を共有する配偶者は、共有財産制 (communauté) の継続を選択するときは、仮の占有および生死不明者の死亡の条件に従ったすべての権利の仮の執行を妨げることができ、その選択によって生死不明者の財産の管理を引き受けまたは維持することができる。配偶者が共有財産制の仮の解消を望むとき

は、配偶者はその財産を取り戻す権利、法律上のおよび契約上のあらゆる権利を行使しなければならない。但し、返還の余地がある財産については保証を提供しなければならない。

妻は、共有財産制の継続を選択しても、後に共有財産を放棄する権利をもつ。

第125条 仮の占有はそれを得た者に生死不明者の財産の管理権を付与する寄託（dépôt）にすぎず、生死不明者が再び姿を現したときまたはその消息があったときは、その財産を生死不明だった者に戻す責任がある。

第126条 仮の占有を付与された者または共有財産制の継続を選択した配偶者は、第一審裁判所の検察官またはその検察官の要請を受けた治安判事（juge de paix）の面前で、生死不明者の動産および証書の目録を作成させなければならない。

第一審裁判所は、必要があるときは、動産の全部または一部の売却を命じなければならない。売却を行った場合は、価格および手に入った果実は使用される。

仮の占有を付与された者は、安全のために、裁判所が任命した鑑定人（expert）に不動産を査察し、その不動産の状態を確認することを請求できる。鑑定人の報告書は検察官の面前で認可されなければならない。その費用は生死不明者の財産から支払われなければならない。

第127条 仮の占有を付与された結果または法的な管理を認められた結果生死不明者の財産を享有する者は、生死不明者が失踪の日から満15年以内に再び姿を現したときは収入の5分の1だけを生死不明者に返還しなければならない。15年経って再び姿を現したときは10分の1だけを返還しなければならない。

生死不明から30年経ったときは、収入の全額は仮の占有を付与された者または法的な管理を認められた者に帰属する。

第128条 生死不明者の財産の仮の占有を付与されただけの者は、生死不明者の不動産を譲渡することもまた抵当に入れることもできない。

第129条 仮の占有から30年間もしくは共有財産制の配偶者が生死不明者の財産を管理したときから30年間、生死不明が続くときまたは生死不明者の出生から満100年を経過したときは、保証は免除されるものとする。その場合すべての適法な権利所有者は、生死不明者の財産分配を請求することができ、第一審裁判所によって確定的占有を言い渡してもらうことができる。

第130条 生死不明者の相続は、死亡が証明された日から、最も近い相続人のため

に開始される。生死不明者の財産を享受した者は、第127条によって得た果実を除いて、その財産を返還しなければならない。

第131条 仮の占有の間に生死不明者が再び姿を現しまたはその生存が証明されたときは、生死不明を宣告した判決の効果は終了する。但し、必要があるときは、財産管理について本編第1章に定める保全措置 (*mesure conservatoire*) はこの限りでない。

第132条 生死不明者が再び姿を現しまたはその生存が証明されたときは、確定的占有の後であっても、生死不明者は、財産が存在する状態でその財産も譲渡された財産の代金もしくは売却財産の代金によってなされた財物の購入から生じた財産も取り戻すことができる。

第133条 生死不明者の子および直系の卑属も同様に、確定的占有から30年経過したら、前条に定められたように、生死不明者の財産の取り戻しを請求することができる。

第134条 生死不明の言い渡し後は、生死不明者に対して行使できる権利を有するすべての者は、財産の仮の占有を付与された者または財産を適法に管理する者に対してでなければ訴えを提起することはできない。

第2節 生死不明者に権限があり得る権利に関する生死不明の効果

(Des effets de l'Absance, relativement aux Droits éventuels qui peuvent compéter à l'absent)

第135条 その生存が確認されない者に属すべき権利を請求する者は、その権利が生じたときに生死不明者が生存していたことを証明しなければならない。そのことが証明されるまでは、その請求は受理されない旨の言い渡しを受けなければならない。

第136条 生存が確認されない者が受ける相続が開始されるときは、相続は、相続権がある者または生存が確認されない者に代わって相続を受ける者に排他的に競合して帰属しなければならない。

第137条 前2条の規定は、相続権回復訴権およびその他の権利を損なってはならない。それらの権利は、生死不明者またはその代理人もしくは承継人に属すべきであり、時効について設けられた期間によってだけ消滅すべきものとする。

第138条 相続を受けるべき者は、生死不明者が再び姿を現さない限りまたは訴権が自らの権限で行使されない限り、善意で受け取った果実を得ることができる。

第3節 婚姻に関する生死不明の効果 (Des effets de l'Absance,
relativement au Mariage)

第139条 再婚の契約をした生死不明者の配偶者は、生死不明者自身によりまたは生死不明者が生存する証拠をもっている代理人によりその婚姻に異議を申し立てられる。

第140条 生死不明者の配偶者に相続を受ける資格をもった親族がないときは、もう一方の配偶者は財産の仮占有の訴えを起すことができる。

第4章 失踪した父の未成年の子の監護 (De la Surveillance des Enfants
mineurs du Père qui a disparu)

第141条 父が共通の婚姻から生まれた未成年の子を残して失踪したときは、母がその子の監護を行い、その子の教育および財産の管理に関して夫の権利すべてを行使しなければならない。

第142条 父の失踪のときに母が死亡しておりまたは父の生死不明の宣告がなされる前に母が死亡していたときは、父の失踪から6カ月後に、親族会 (conseil de famille) は最も近親の尊属、尊属がない場合は仮後見人に未成年の子の監護を委ねなければならない。

第143条 失踪した夫婦の一方が前婚から生まれた未成年の子を残した時も前条と同様とする。

第5編 婚姻 (Du Mariage)

第1章 婚姻を取り結ぶために必要な資格および要件 (Des Qualités et
Conditions requises pour pouvoir contracter Mariage)

第144条 男性は満18歳になるまで、女性は満15歳になるまで婚姻を取り結ぶことはできない。

第145条 但し、政府は、重大な理由があるときは、年齢制限の免除 (dispense d'âge) を認めることができる。

第146条 双方の合意がなければ婚姻は成立しない。

第147条 前婚の解消 (dissolution) までは再婚を取り結ぶことはできない。

第148条 満25歳に達していない男性、満21歳に達していない女性は父母の同意がなければ婚姻を取り結ぶことはできない。父母の間で意見の相違があるとき

は、父の同意だけで足りる。

第149条 父母の一方が死亡しているときまたはその意思を表示することができないときは、他の一方の同意で足りる。

第150条 父母が死亡しているときまたは父母がその意思を表示することができないときは、祖父母がその代わりをする。同一親系 (même ligne) の祖父母の間で意見の相違があるときは、祖父の同意で足りる。

直系の祖父母と傍系の祖父母の間で意見の相違があるときは、その相違は同意があるものとする。

第151条 第148条が定める年齢に達した子は、婚姻を取り結ぶ前に、父母または父母がその意思を表示できないときは、父母の同意を求める書面によって祖父母の同意を求めなければならない。

(☆原注 第152条から第157条は、共和暦12年ヴァントーズ21日 [*1804年3月11日] に決定、同年ジェルミナル1日に布告)

第152条 第148条に定める年齢に達した後、男性については満30歳になるまで、女性については満25歳になるまで、前条に定められた同意を求める書面を差し出し、それについて婚姻の同意が得られなかったときは、その後月ごとに2通の書面を差し出さなければならない。3通目の書面の後1月を経て婚姻を行うことができる。

第153条 30歳に達した後は、父母の同意を求める書面について同意がなくても、1カ月後に婚姻を行うことができる。

第154条 同意を求める書面は、2人の公証人からまたは1人の公証人と2人の証人から、第151条に定められた者1人または複数人に通知されなければならない。作成が義務づけられている調書にはその返答を記載しなければならない。

第155条 同意を求める書面を差し出すべき尊属が生死不明のときは生死不明の宣告をした判決を提出して、またはその判決がないときは生死不明の証人尋問を命じた判決を提出して、または判決が全くないときは尊属の判っている最後の住所地の治安判事が交付した公正証書 (acte de notoriété) を提出して婚姻を行うことができる。この公正証書には治安判事が職権で呼び出した4人の証人の供述が含まれていなければならない。

第156条 父母、祖父母、親族の同意が必要な場合にそれらの同意なしにまたは婚姻証明書にその同意があったことを記載しないで満25歳に達していない男性または満21歳に達していない女性を取り決めた婚姻を取り行った身分吏は、利害関係者の訴えおよびその婚姻が行われた場所の第一審裁判所の検察官の訴えに

より第192条に定められた罰金および6カ月を下回らない拘禁刑に処せられる。

第157条 それらが定められている場合に父母の同意を求める書面なしに婚姻の儀式を取り行つた身分吏は、前条と同額の罰金および1カ月を下回らない拘禁刑に処せられる。

第158条 第148条、第149条の規定およびそれらの条に定められている場合に父母に対して同意を求めることに関する第151条から第155条の規定は、法的に認められた非嫡出子にも適用される。

第159条 まだ認知されていない非嫡出子、認知後に父母をなくした非嫡出子、または父母が意思表示できない非嫡出子は、満21歳に達するまでは、その非嫡出子のために任じられた特別後見人(tuteur ad hoc)の同意を得た後でなければ婚姻することはできない。

第160条 父も母もないし祖父も祖母もないときまたは父母祖父母がその意思を表示することができないときは、21歳に達していない未成年の男女は親族会の同意がなければ婚姻を取り結ぶことはできない。

第161条 直系においては、婚姻にもとづく(légitime)または婚姻にもとづかない(naturel)尊属および卑属の間および同一親系の姻族(allié dans la même ligne)の間での婚姻は禁止される。

第162条 傍系においては、婚姻にもとづくまたは婚姻にもとづかない兄弟姉妹および同一親等の姻族の間での婚姻は禁止される。

第163条 叔父と姪、叔母と甥の間での婚姻も禁止される。

第164条 但し、重大な理由があるときは、政府は前条が定める禁止を解除することができる。

第2章 婚姻の挙式に関する手続き (Des formalités relatives à la célébration du Mariage)

第165条 婚姻は、両当事者の一方の住所地の身分吏の前で公に取り行われなければならない。

第166条 第63条で定められた婚姻証明書の2通の公示は、婚姻契約当事者のそれぞれの住所がある場所の市町村でなされなければならない。

第167条 現住所に6カ月しか居住していなかったときは、公示はさらに最後の住所地の市町村においてもなされなければならない。

第168条 婚姻契約当事者双方またはその一方が、婚姻に関して他人の支配を受けるときは、支配をする人がいる市町村においても公示をしなければならない。

第169条 政府または政府が任命した者は、重大な理由があるときは、第2の公示を免除することができる。

第170条 外国においてフランス人の間で取り結んだ婚姻およびフランス人と外国人の間で取り結んだ婚姻は、その国で通常用いられる様式で行われ、身分証明書の編の第63条に定める公示を行い、フランス人が前章の規定に違反しなかったならば、有効である。

第171条 外国で取り結んだ婚姻証明書は、フランス人がフランスの領土に戻った後3カ月以内にフランス人の住所地の婚姻公式登録簿（registre public des mariages）に登録されなければならない。

第3章 婚姻に対する異議申し立て（Des Oppositions au Mariage）

第172条 婚姻に対して異議を申し立てる権利は、婚姻を取り結ぶ両当事者の一方と婚姻を約束した者に属する。

第173条 父、父がいなくときは母、母がいなくときは祖父母は、その子および卑属が満25歳に達しているときでも、その子および卑属の婚姻に対して異議を申し立てることができる。

第174条 尊属がいなくときは、成年の兄弟姉妹、成年の叔父または叔母、成年の従兄弟または従姉妹は、次の二つの場合に限り異議を申し立てることができる。

1. 第160条で要請されている親族会の同意を得なかったとき、
2. 異議申し立てが将来の配偶者の心神喪失（démence）の状態にもとづいているとき。裁判所はその異議申し立ての単純な取り消しを言い渡すことができるが、異議申し立て人が禁治産を受ける訴えをし、判決によって定められた期間内に裁判所により裁判してもらうという条件でなければ異議申し立ては受理されない。

第175条 前条に定められた二つの場合、後見人または保佐人は、後見期間中または保佐期間中は親族会を召集し親族会の許可がなければ、異議を申し立てることはできない。

第176条 すべての異議申し立て書面には、異議申し立て人に異議を申し立てる権利を付与する資格を明記しなければならない。その書面には婚姻が行われるべき場所における住所の選定が記載されていなければならない。同様に、尊属の請求によって異議が申し立てられない限り、異議申し立ての根拠が記載されていなければならない。これらのことが記載されていないときは、申し立ては無

効とし、異議申し立て書面に署名した裁判所付属吏（officier ministériel）は職権を停止される。

第177条 第一審裁判所は、取り消しの請求について10日以内に判決しなければならない。

第178条 控訴がなされたときは、召喚の言い渡しから10日以内に判決しなければならない。

第179条 異議申し立てが却下されたときは、尊属以外の申し立て人は損害賠償の言い渡しを受ける。

第4章 婚姻の無効請求（Des Demandes en nullité de Mariage）

第180条 夫婦双方のまたは一方の自由意思による同意なしに取り結ばれた婚姻は、双方または自由意思によらないで同意をした配偶者によらなければ異議を申し立てることはできない。

人について錯誤（erreur）があるときは、配偶者のうち錯誤に引き込まれた者によらなければ婚姻に対して異議を申し立てることはできない。

第181条 前条の場合において、夫婦が完全な自由を得たときからまたはその錯誤を知ったときから6カ月間継続して同居していたときは婚姻の無効を請求することはできない。

第182条 同意が必要な場合に父母、尊属または親族会の同意を得ないで取り結ばれた婚姻は、その同意を与える者またはその同意が必要な配偶者によらなければ婚姻無効の請求をすることはできない。

第183条 同意を与える者の明示のもしくは暗黙の同意により婚姻が承認されたときからまたはそれらの者が婚姻を知ったときから異議申し立てがなされずに1年経過したときは、配偶者も同意を与える親族も、もはや婚姻無効の訴えを提起できない。配偶者の一方が自ら婚姻の同意をすることができる年齢に達した後異議申し立てをしないで1年間経過したときは、もはや婚姻無効の訴えを提起できない。

第184条 第144条、147条、161条、162条および163条の規定に違反して取り結ばれた婚姻については、配偶者自身、婚姻について利害関係をもつすべての者または検察官は異議を申し立てることができる。

第185条 配偶者双方が婚姻を行うのに必要な年齢に達せずまたはその一方が必要な年齢に達せずに取り結ばれた婚姻については、次の場合には異議を申し立てることはできない。1. 配偶者の双方または一方が必要な年齢に達した後6

カ月が経過したとき。2. 必要な年齢に達していなかった女性が6カ月経過する前に妊娠していたとき。

第186条 前条の場合において取り結ばれた婚姻に同意した父、母、尊属および親族は婚姻無効の請求をすることはできない。

第187条 第184条に従って婚姻について利害関係をもつすべての者が婚姻無効の訴えをすることができる場合でも、傍系親族 (parents collatéraux) または前婚から生まれた子は配偶者が共に生存しているときは婚姻無効の訴えを提起できない。但し、現存の利益がある場合だけはこの限りでない。

第188条 自分の権利に反して再婚が取り結ばれた配偶者は、婚約していた配偶者が生存しているときでも、再婚の無効を請求することができる。

第189条 再婚した配偶者が前婚の無効に異議を申し立てるときは、前婚の有効または無効について予め判決してもらわなければならない。

第190条 検察官は、第184条が適用されるすべての場合に、配偶者が共に生存する婚姻の無効および配偶者を別れさせるように請求することができるしまた請求しなければならない。但し、第185条が定める修正はこの限りでない。

第191条 公に取り結ばれなかった婚姻および権限のある公務担当者の面前で行われなかった婚姻に対しては、配偶者自ら、父母、尊属、およびその婚姻に現存の利益をもつすべての者ならびに検察官が異議を申し立てることができる。

第192条 婚姻に先立つ2回の公示がなされなかったとき、または法律により許された免除を得なかったとき、または公示と婚姻との間に定められた期間を守らなかったときは、検察官は身分吏に対しては300フランを超えない罰金を、婚姻を取り結んだ者またはその人の権限のもとで婚姻を行う権限をもった者に対してはその財産に釣り合った罰金を言い渡させなければならない。

第193条 裁判所が婚姻の無効を言い渡すためにはその違反では不十分であると判決したときであっても、第165条に定められた規則に違反したすべての場合は、前条に定められた者には前条により言い渡される刑が科せられる。

第194条 なんびとも、身分吏の登録簿に登録された挙式証明書 (acte de célébration) を提出しないときは、夫婦の名義および婚姻の民事上の効果に対して異議申し立てをすることはできない。但し、身分証明書の編の第46条に定められた場合はこの限りでない。

第195条 身分の占有 (possession d'état) は、将来の夫婦に身分吏の面前での婚姻証明書の提出を免除することはできない。

第196条 身分の占有がありかつ身分吏の面前での婚姻の挙式証明書が提出されている場合は、夫婦はそれぞれその証書の無効を請求することはできない。

第197条 但し、第194条および第195条の場合に、夫婦として公に生活していた者から生まれた子があり、その夫婦が共に死亡している場合、その子が嫡出子であることが身分の占有によって証明され、出生証明書によってもなんらの異議もないときは、婚姻の挙式証明書の提出がないことだけを口実として、その子が嫡出子 (légitimité) であることに異議を申し立てることはできない。

第198条 婚姻の適法な挙式の証拠が刑事訴訟の結果によりもたらされたときは、その判決を身分吏の登録簿に登録することによって、挙式の日から、夫婦に対してもその婚姻から生まれた子に対しても、婚姻についてすべての民事上の効果は保証される。

第199条 夫婦の双方または一方が詐害行為 (fraude) を証明しないで死亡したときは、その婚姻が有効であると宣言させる利害関係のあるすべての者また検察官は公訴を提起することができる。

第200条 官吏の詐害行為が明るみに出たときにその官吏が死亡していたときは、検察官は利害関係者の立ち会いのもとで、その告発にもとづいて、官吏の相続人に対して民事上の訴訟を提起しなければならない。

第201条 無効と宣告された婚姻は、善意 (bonne foi) でその婚姻が取り結ばれたときは、夫婦についてもその子についても民事上の効果をもたらす。

第202条 夫婦の一方にしか善意がなかったときは、その者およびその婚姻から生まれた子のためだけにしか婚姻は民事上の効果をもたらさない。

第5章 婚姻から生じる義務 (Des Obligations qui naissent du Mariage)

第203条 夫婦は共に、婚姻の事実だけで、その子を扶養し養育し教育する義務を負う。

第204条 子は、婚姻またはその他によって営業施設について父母に対する訴権をもたない。

第205条 子は、父母およびその他の尊属が必要とする場合には、父母、尊属を扶養しなければならない。

第206条 娘婿 (gendre) および息子の嫁 (belle-fille) も、前条と同様の必要がある場合には、義理の父母を扶養 (aliments) しなければならない。但し、この義務は次の場合には終了する。1. 義理の母が再婚したとき、2. 姻戚関係にある配偶者から生まれたおよび別の配偶者との婚姻から生まれた子が死亡した

とき。

第207条 前2条に定められた義務は、親族相互の関係においても同様とする。

第208条 扶養は、それを要求する者の必要と扶養義務がある者の財産との釣り合いにおいてしか認められない。

第209条 扶養する者がそれ以上扶養することができなくなったときまたは扶養を受ける者が扶養の全部もしくは一部を受ける必要がなくなったときは、その義務の減免 (décharge) または縮小 (réduction) を請求することができる。

第210条 扶養義務者が扶養料を支払うことができないことを証明するときは、裁判所は、事情を十分わきまえた上で、扶養を受ける者を自分の住所に迎え、そこで扶養することを命じることができる。

第211条 父または母が扶養すべき子を自分の住所に迎え、そこで扶養することを申し出るときは、裁判所は扶養料の支払いが免除されることを言い渡さなければならない。

第6章 配偶者それぞれの権利および義務 (Des Droits et des Devoirs respectif des Époux)

第212条 夫婦は互いに貞節、救護、援助の義務がある。

第213条 夫は妻を保護しなければならない、妻は夫に従順でなければならない。

第214条 妻は夫と同居しかつ夫が居住すると判断した場所にはどこにでも夫について行かなければならない。夫は妻を受け入れかつその能力と身分に応じて生計にとって必要なすべての物を妻に提供しなければならない。

第215条 妻は、たとえ公の商人 (marchande publique) であっても、財産を共有しないときであっても、または財産を分離したときでも、夫の許可がなければ裁判所に出廷する (ester en jugement) ことはできない。

第216条 妻が重罪または違警罪について訴追されたときは、夫の許可は必要ない。

第217条 妻は、夫と財産を共有しておらずまたは財産を分離したときでも、文書による夫の参加または文書による夫の同意がなければ、有償または無償で (à titre gratuit ou onéreux) 物を贈与し、譲渡し、抵当に入れ、取得することはできない。

第218条 夫が妻が裁判所に出廷することを許可しなかったときは、裁判官が許可することができる。

第219条 夫が妻が証書を作成することを許可しなかったときは、妻は共通の住所がある郡の第一審裁判所に直ちに夫を召喚させることができ、裁判所は、夫の

言い分を聴きまたは正式に評議部（chambre du conseil）に呼び出した後、許可を与えまたは拒否することができる。

第220条 妻は、公の商人であるときは、夫の許可なしにその取引に関しては契約を行うことができる。その場合、夫婦が財産を共有するときは夫も契約の義務を負う。

妻は、夫の商売の商品を小売りする（détailler）だけのときは、公の商人とはみなされない。但し、妻が別の商売を行うときは公の商人とみなされる。

第221条 夫が、欠席判決のみによって自由刑または名誉刑（peine afflictive ou infamante）の言い渡しを受けたときは、妻は、成年になっていても、刑の期間中は、裁判官の許可を得た後でなければ、裁判所に出廷することも、契約を結ぶこともできない。この場合裁判官は、夫の言い分を聴かないでまたは夫を呼び出さないでも、許可を与えることができる。

第222条 夫が禁治産者または生死不明者であるときは、裁判官は、その理由を審査した後、妻に裁判所に出廷することおよび契約することを許可できる。

第223条 婚姻契約書に明記されたものであっても裁判所に出廷または契約を行うあらゆる一般的な許可は、妻の財産管理についてしか有効でない。

第224条 夫が未成年者であるときは、妻にとっては裁判所に出廷するためにも契約するためにも、裁判官の許可が必要である。

第225条 許可がないことによる無効は、妻、夫またはその相続人によってのみ異議申し立てをすることができる。

第226条 妻は夫の許可なしに遺言することができる。

第7章 婚姻の解消（De la Dissolution du Mariage）

第227条 婚姻は次のことにより解消する。

1. 配偶者の一方の死亡、
2. 適法に言い渡された離婚、
3. 配偶者の一方に対して民事死（mort civile）が科せられる確定判決の言い渡し。

第8章 再婚（Des seconds Mariages）

第228条 妻は、前婚の解消から満10カ月経過しなければ新たな婚姻を契約することはできない。